

令和6年1月29日

戸田市議会議長 竹内正明様

提出者 議会改革特別委員会  
委員長 三浦芳一

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第 3 号

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例

戸田市議会委員会条例（昭和 47 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。  
次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条～第 15 条 （略） （開催方法の特例）</p> <p>第 15 条の 2 委員長は、<u>災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により委員を招集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開くことができる。</u></p> <p>2 前項の場合において、委員は、<u>オンライン会議システム</u>により出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>（定足数）</p> <p>第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第 18 条（委員長及び委員の除斥）</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>第 17 条 （略） （委員長及び委員の除斥）</p> <p>第 18 条 （略）</p>	<p>第 1 条～第 15 条 （略） （開催方法の特例）</p> <p>第 15 条の 2 委員長は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開くことができる。</u></p> <p>(1) <u>災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合</u></p> <p>(2) <u>公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他のやむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法で委員会への出席希望がある場合</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合</u></p> <p>2 前項第 2 号及び第 3 号の場合において、委員は、<u>オンラインによる方法</u>により出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 <u>第 1 項の規定により委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（定足数）</p> <p>第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第 18 条（委員長及び委員の除斥）</u>第 1 項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>第 17 条 （略） （委員長及び委員の除斥）</p> <p>第 18 条 （略）</p>

<p>(委員会の公開等)</p> <p>第19条 委員会は、原則これを公開する。ただし、<u>オンライン会議システム</u>を活用した委員会を除き、委員会の議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第26条・第27条 (略)</p> <p>(代理人または文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条・第31条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p><u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>(委員会の公開等)</p> <p>第19条 委員会は、原則これを公開する。ただし、<u>オンラインによる方法</u>を活用した委員会を除き、委員会の議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p> <p>第26条・第27条 (略)</p> <p>(代理人または文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 (略)</p> <p><u>2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第30条・第31条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。